

りそな・米国短期債オープン

目論見書の訂正部分

「りそな・米国短期債オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 7 月 16 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 8 月 1 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 8 月 2 日、平成 17 年 1 月 11 日および平成 17 年 5 月 31 日に関東財務局長に提出しております。

- 当ファンドは、主として米国の公社債に投資しますので、金利変動リスク、信用リスク、モーゲージ担保证券やアセットバック証券等の期限前償還リスク、為替変動リスク等の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益は、全て投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行ないませんのでご留意下さい。

平成 17 年 5 月 31 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所および訂正後の内容】

第一部 証券情報

(3)発行数（以下の内容に改訂します）……………（目論見書 P1）

継続募集期間（平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 26 日まで）において、発行価額の総額（受益証券 1 口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた額の累計額）が、5,000 億円となる口数を上限とします。

繰上償還（予定）にかかる受益者からの異議申立ての結果、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了することとなった場合には、継続募集期間の末日は平成 17 年 7 月 1 日に変更され、以後、継続募集期間の更新は行われません。

(注)後述の「(13)その他 繰上償還にかかる手続の実施」をご参照ください。

(8)申込期間（以下の内容に改訂します）……………（目論見書 P2）

平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 26 日までとします*。

* 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

なお、繰上償還（予定）にかかる受益者からの異議申立ての結果、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了することとなった場合には、継続募集期間の末日は平成 17 年 7 月 1 日に変更され、以後、継続募集期間の更新は行われません。

(注)後述の「(13)その他 繰上償還にかかる手続の実施」をご参照ください。

(13)その他（以下の内容に改訂します）……………（目論見書 P2～3）

（前略）

繰上償還にかかる手続の実施

上記 の記載にかかわらず、繰上償還（予定）にかかる受益者からの異議申立ての結果、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了することとなった場合には、継続募集期間の末日は平成 17 年 7 月 1 日に変更され、以後、継続募集期間の更新は行われません。

ファンドの信託期間終了日を繰上げ、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了することにつき、信託約款第 52 条の規定に基づき、受益者からの異議申立ての受付ならびに買取請求に関する手続きを、下記の日程で行います。

<繰上償還にかかる日程>

・平成 17 年 5 月 31 日	新聞公告
・平成 17 年 5 月 31 日から 平成 17 年 6 月 30 日まで	異議申立期間
・平成 17 年 7 月 7 日から 平成 17 年 7 月 26 日まで	買取請求期間
・平成 17 年 8 月 2 日	信託終了日（予定）

<繰上償還にかかる手続き>

・公告日（平成 17 年 5 月 31 日）現在の受益者で繰上償還に異議のある場合は、平成 17 年 5 月 31 日から平成 17 年 6 月 30 日までの期間にソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社に対して書面をもって異議申立てをすることが出来ます。

・異議の申立てを行った受益者の受益権の合計口数が公告日（平成 17 年 5 月 31 日）現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了いたします。

・この場合、異議申立てを行った受益者は平成 17 年 7 月 7 日から平成 17 年 7 月 26 日までの間に、自己の有する受益証券を、当該受益証券が有すべき公正な価額で、当該受益証券にかかる投資信託財産をもって買い取るべき旨を、取扱販売会社の本支店を通じて、ファンドの受託会社に対し請求することが出来ます。

（注）平成 17 年 5 月 31 日以後、ファンドをご購入いただき、これに伴い取得した受益証券については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承ください。

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

6 管理及び運営

(1)資産管理等の概要

申込（販売）手続等（以下の内容に改訂します）……………（目論見書 P23）

1)継続募集期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日*（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行ないません。

*平成 17 年中のご購入およびご換金の受付不可日は、以下の通りとなっております。ただし、本書提出日現在把握しているものであり、今後変更になる場合がございます。

（表 省略）

繰上償還（予定）にかかる受益者からの異議申立ての結果、平成 17 年 8 月 2 日をもって信託を終了することとなった場合には、継続募集期間の末日は平成 17 年 7 月 1 日に変更され、以後、継続募集期間の更新は行われません。

信託期間（以下の内容に改訂します）……………（目論見書 P25）

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、下記「その他 1)ファンドの繰上償還（信託の終了）」の規定に基づき信託を終了させることがあります。

（注）前述の「第一部 証券情報 (13)その他 繰上償還にかかる手続の実施」をご参照ください。